

営繕工事及び業務におけるウィークリースタンス実施要領

（目的）

第1条 ウィークリースタンスは、受発注者で1週間の仕事の取組（スタンス）を目標として定め、計画的・効率的に工事及び業務を履行することで、より一層の品質向上に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の確保、育成を図ることを目的とする。

（対象）

第2条 京都府が発注する営繕工事及び業務を対象とする。
ただし、災害対応、通年維持及び緊急対応が必要なものを除く。

（実施内容）

第3条 以下の項目について取り組むこととし、受発注者間で共有する。

- （1）休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- （2）休日の前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- （3）勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- （4）昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- （5）作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- （6）打合せはWeb 会議（ビデオ会議機能）も活用する。
- （7）前各号のほか、工事や業務の労働環境改善に関わる取り組みを行う。

なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。また、工事又は業務の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。

（発注方法）

第4条 対象工事及び業務については、発注時にウィークリースタンスの対象であることを明記する。（別紙参照）

（成績評価）

第5条 成績評価での評価は行わない。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

【現場説明書等への記載例】

本工事(又は業務)は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあつては、「営繕工事及び業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。